

75歳からの医療保険 後期高齢者医療

一定の障がい認定された人は65歳から

新しい保険証

保険料の納入通知書

7月中旬に送ります

「後期高齢者医療」の被保険者証(以下、保険証)と、保険料の切り替え時期となりました。7月中旬に、新しい保険証と保険料の納入通知書を郵送します。大切なお知らせですので、7月末までに届かない場合は、連絡してください。

8月からうす黄にの保険証

オレンジ色の封筒で、新しい保険証を送りますので、8月1日からは、薄い黄色のカードを使用してください。

納付書での支払期限 第1期は7月31日

今年度の保険料納入通知書を送りますので、内容を確認してください。(下図参照) 納付書で支払う場合の第1期納期限は7月31日です。お早めに支所、金融機関、コンビニでお支払いください。

保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と前年の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。

均等割額	+	所得割額	=	一人あたりの保険料
45,231円		所得金額 × 所得割率 9.05%		最高限度額57万円

※所得金額=前年の所得の合計額-基礎控除額(33万円)
※均等割額と所得割率は県内一律

保険料の軽減

【均等割額】世帯の所得状況によって下記のとおり軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額など	軽減割合
基礎控除額(33万円)以下	9割
被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない) 上記以外	8.5割
【基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数】以下	5割
【基礎控除額(33万円)+45万円×世帯の被保険者数】以下	2割

※65歳以上の人の公的年金などの所得については、15万円を差し引いて判定します
※世帯主が後期高齢者医療の被保険者でない場合も、判定の対象となります
※判定には、譲渡所得の特別控除や専従者控除は適用されません

【所得割額】

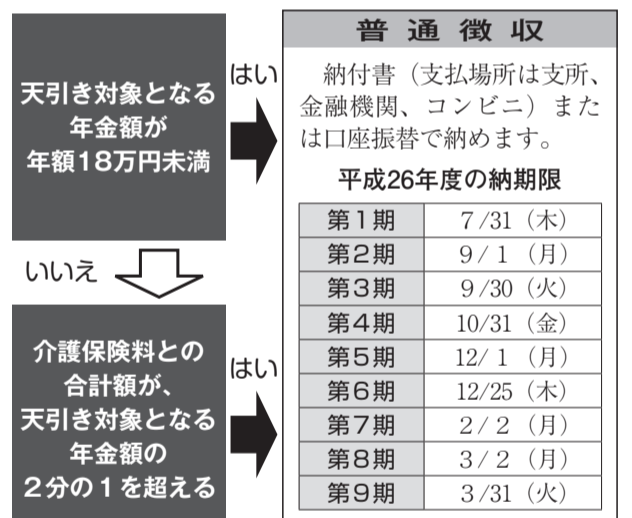
所得金額が58万円以下の人は、「所得割額」が5割軽減されます。

【被用者保険の被扶養者だった人】

後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険の被扶養者だった人は、所得割額が課されず均等割額が9割軽減されます。ただし、国民健康保険(国民健康保険組合を含む)加入者だった人には適用されません。

保険料の納め方

保険料は、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書や口座振替などで納める「普通徴収」のいずれかで、被保険者一人一人が納めます。



普通徴収	
納付書(支払場所は支所、金融機関、コンビニ)または口座振替で納めます。	
平成26年度の納期限	
第1期	7/31(木)
第2期	9/1(月)
第3期	9/30(火)
第4期	10/31(金)
第5期	12/1(月)
第6期	12/25(木)
第7期	2/2(月)
第8期	3/2(月)
第9期	3/31(火)

特別徴収					
年6回の年金支給時に、保険料があらかじめ天引きされます。					
仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでは仮計算された保険料(原則2月と同額)を天引きします。			前年の所得が確定後、年間保険料額から仮徴収分を引いた額を3回に分けて天引きします。		

お問い合わせは、高齢福祉課 ☎948-6370・6371・6941・FAX934-1763へ

まつやまの大切にしたい景観100選

自慢したい・大好きな風景など募集

皆さんが大好きな松山の風景や場所を募集し、「まつやまの大切にしたい景観100選」として選定します。どうぞ応募ください。

【内容】あなたが最も好きで、自慢できる風景や場所のうち、①②のいずれか。

①松山市を代表する景観
②地域固有の景観(市内の地域に限る)

【応募方法】応募用紙(市ホームページ、都市デザイン課(市役所本館7階)にあり)に、

住所、氏名、電話番号、推薦する対象の名称・所在地、推薦理由を書き、写真を添えて、直接または郵送、eメールで、〒790-8571都市デザイン課 @design@city.matsuyama.ehime.jpへ。
【締め切り】平成27年6月30日まで(消印有効)。
【注意事項】風景や眺望の場合同じ、見る場所の所在地(誰でも立ち入ることが出来る場所に限る)を記入してください。写真、写真は、プリント(L判

または2L判)またはデータ(2MBまで)メール添付かCD-R)とします(返却不可)▼季節の行事、風景などはその季節に撮った写真を添えてください▼その他、応募用紙の注意事項を参照。
【選考】市景観審議会で行い、応募した人の中から抽選で100人に、記念品を差し上げます。
お問い合わせは、都市デザイン課 ☎948-6518・FAX934-1807へ

いきいき仕事センター開設

常用雇用の仕事を紹介

市シルバー人材センターに、高齢者就労総合相談窓口「いきいき仕事センター」を開設しました。市内に住んでいる55歳以上の人なら誰でも利用でき、常用雇用の仕事の紹介や相談支援をします。
【相談窓口】ハーモニープラザ(若草町) 内市シルバー人材センター1階 ☎948-8666・FAX948-8655
【相談日時】月・金曜日(祝日・年末年始は除く) 8時30分~17時15分

お問い合わせは、地域経済課 ☎948-6550・FAX934-844へ

市政スポーツ



寄付の高知県人会へ感謝状

道後温泉本館を改築した伊佐庭如矢が高知と縁が深いことから、道後温泉活性化のために役立ててほしいと、愛媛高知県人会から本市に寄付があり、6月20日、同会総会で野志市長から森岡会長に感謝状が贈られました。市長は「道後温泉本館の保全、活性化に活用したい」と述べました。

きらめき松山市民賞

ドイツ・フライブルク市と本市の交流に貢献した、フライブルクバッハ合唱団管弦楽団芸術監督ハンス・ミヒャエル・ポイアーレ氏へ6月12日、野志市長から「きらめき松山市民賞」が贈られました。代理で表彰状を受け取ったユリア・マーモンさんは「音楽という共通の言葉で交流できて幸せ」と笑顔で話しました。



お問い合わせは、国保年金課 ☎948-6375・FAX934-2631へ

ご存知ですか? ジェネリック医薬品

市国保では、定期的に服薬している人を対象に「ジェネリック医薬品利用差額通知書」を送っています。薬の切り替えを希望する場合は、かかりつけの医師や薬剤師に相談してください。ただし、病気や薬の種類によっては切り替えられない場合があります。